

# 鹿嶋市立中央図書館における複写許可内容一覧表

		資料種類	複写が認められる範囲	許可される根拠	備考
図 書		単行本	本文の半分以上	著作権法第31条[1]	共著等は各著者の著作の半分以上。
		上(中)下巻・シリーズ本	各巻の半分以上	著作権法第31条・国立国会図書館の運用に準ずる	
		古典もの	1冊(シリーズものは各巻)の半分以上	著作権法第31条	個々の作品は保護期間満了だが、1冊ごとに編集著作権がある。
		全集もの	各作品の半分以上	著作権法第31条	
		短編集の中の1短編	個々の短編の半分以上	著作権法第31条	
		辞典・事典類	1項目(文責者あり)の半分以上 ただし、写り込みはJLA「ガイドライン」に基づく	著作権法第31条・JLA「複製物の写り込みに関するガイドライン」[2]	1項目が1頁に満たない場合、1項目が複写可能。 見開きで一方の頁の途中が始点、もう一方の頁の途中が終点の場合、見開きで複写可能。
		俳句・短歌・詩歌集	1つの句・詩の半分以上	著作権法第31条・国立国会図書館の運用に準ずる	新聞に掲載されている俳句などは、「定期刊行物」の「雑誌」に準じる。
		楽譜集・歌詞集	1つの楽譜・歌詞の半分以上	著作権法第31条・国立国会図書館の運用に準ずる	
		絵画・写真集	1つの絵画・写真の半分以上	著作権法第31条・国立国会図書館の運用に準ずる	
	絵本・紙しばい	1冊の半分以上 紙しばいについては、表の絵と裏の文字を合わせて1つの著作物とみなす	著作権法第31条 鹿嶋市立中央図書館の運用	例えば、12枚の紙しばいについては、12枚の絵と12枚の文字部分、合わせて1つの著作物。なので、「絵だけ12枚コピー」「文章だけ～」は可。	
相互貸借資料			図書に限り、本文の半分以上	JLA「公共図書館における複写サービスガイドライン」[3]	雑誌やAV資料は不可(茨城県立図書館の雑誌は複写可)。
時刻表			定期刊行物の項目に準じる		
タウンページ			1冊の半分以上	著作権法第31条	
地 図		1枚ものの地図	1枚の半分以上	著作権法第31条	
		地図帳(区分地図)	個々の地図の半分以上	著作権法第31条	
		住宅地図(ゼンリン)	各見開きの1ページの半分以上	著作権法第31条	
		道路地図	各見開きの1ページの半分以上	著作権法第31条	
定期 刊行 物	新聞	当日の新聞	全て不可	鹿嶋市立中央図書館の運用	
		当日以前の新聞	各記事・論文の全文 ただし、全紙面の半分以上	著作権法第31条	事実の羅列や著作権の及ばない記事は全て複写可能。
	雑誌	最新号の雑誌	全て不可	鹿嶋市立中央図書館の運用	図書扱いの雑誌も含む。
		最新号以外の雑誌	各記事・論文の全文 ただし、1冊の半分以上	著作権法第31条	記事中の写真・絵については全部複写可。
CD・ DVD		ジャケット	全て不可	鹿嶋市立中央図書館の運用	歌詞・写真・イラスト等の映り込みや、紙やケースの傷みややすさ等を考慮した上での運用。
		歌詞カード			
		解説書			

※ 図書扱い雑誌一覧：朝日新聞縮刷版・毎日新聞縮刷版・会社四季報・この本読んで・私のカントリー

※ 本文中の部分挿絵(絵画・写真・地図)等が複写範囲にかかる場合は、著作物の一部分とみなす(写真等が全部写っても良い)。

※ 禁複写の資料については、出版者に確認する。

# 根拠・参考

<b>著作権について</b>	<p>著作権とは、小説や記事、論文、絵画、写真、地図、楽曲等の「著作物」の作者(著作人)に与えられる権利で、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定されています。また、「著作人」とは「著作物を創作する者」(著作権法第2条)をいい、「著作権者」とは著作権を有する者(著作人または譲渡、相続等により著作権を取得した者)をいいます。著作権が保護される期間は、個人の著作物の場合は、原則として創作のときから「著作人の死後70年を経過するまで」(著作権法第51条)、また団体名義の著作物の場合は、「その著作物の公表後70年を経過するまで」(著作権法第53条)です。</p> <p>※ただし、個人の著作物の場合は、著作人の没年が昭和42(1967)年以前であれば、著作権が消滅しています。また、団体名義の著作物の場合は、公表年が昭和42(1967)年以前であれば、著作権が消滅しています。</p> <p>著作権は、法令等を除き、あらゆる著作物に及びます。したがって、個人の著作物はもちろんのこと、国や地方公共団体の刊行物も含め、当館の所蔵するほとんどの資料が著作権法による保護の対象となります。これらの資料については、絶版や非売品などの理由により入手困難な場合でも保護の対象となります。(国立国会図書館ホームページより引用)</p>
<b>[1]著作権法第30条</b>	<p>(図書館等における複製) 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合 二 図書館資料の保存のため必要がある場合 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合</p>
<b>[2]JLA「複製物の写り込みに関するガイドライン」</b>	<p>(複製物の複製) 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ(以下「複製対象」という。)の複製を行うが、同一紙面(原則として1頁を単位とする)上に複製された複製対象以外の部分(写り込み)については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。</p> <p>(全部又は大部分の複製の禁止) 上記写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製することがあってはならないものとする。</p> <p>(対象資料の範囲) 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。 ①楽譜 ②地図 ③写真集・画集(書の著作物を含む) ④雑誌の最新号</p>
<b>[3]JLA「公共図書館における複写サービスガイドライン」</b>	<p>2 複写サービスの一般的基準 (2)対象資料 公表された著作物のうち、自館が所蔵する資料とする。ただし、図書館間貸出により借り受けた資料(図書に限る。)については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に基づく取扱いを行う。 【一部抜粋】</p>
<b>【備考1】著作権法第31条</b>	<p>(私的使用のための複製) 第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合 二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十号の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合</p> <p>【要約】図書館で貸出した資料を、自宅またはそれに準じる場所で複写する場合、私的利用とみなされるため、著作物の全部を複製してもよい。</p>
<b>【備考2】目次・凡例について</b>	<p>目次については、著作物としてみなさない。そのため、その全部を複写してよいものとする。 凡例については、地図等の全部が例として映り込んでいる場合があるので、ひとつの著作物とみなし、複写は半分までとする。</p>